

議員提出議案第4号

豊島区議会情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月8日

提出者 豊島区議会議員

高橋佳代子	西山陽介
芳賀竜朗	池田裕一
河原弘明	中澤まさゆき
儀武さとる	小林ひろみ
わがい哲代	入江あゆみ

豊島区議会議長 木下 広 様

豊島区議会情報公開条例の一部を改正する条例

豊島区議会情報公開条例（平成15年豊島区条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「豊島区議会情報公開審査会」を「豊島区議会情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第8条中「非公開情報」を「不開示情報」に改め、同条第2号中「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、又は特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることはない」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできない」に、「と認められるもの」を「おそれがあるもの」に改め、同号イ中「、身体」を削り、「財産、生活又は環境」を「生活又は財産」に改め、同号ウ中「公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項

に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等」に改め、「氏名並びに」を削り、同条第3号中「及び地方公共団体」を「（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））」に、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号ただし書中「、身体」を削り、「財産、生活又は環境」を「生活又は財産」に改め、同号に次のように加える。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第8条第4号を削り、同条第5号中「議会及び議会以外の豊島区（以下「区」という。）の機関の内部若しくは相互間又は区の機関と国等（国、独立行政法人等及び地方公共団体をいう。以下同じ。）若しくは公開請求者以外のものとの間」を「区の機関（議会及び議会以外の区の機関をいう。以下同じ。）、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」に、「、協議等（以下「審議

等」という。) 」を「又は協議」に、「当該審議等又は当該審議等の結果に基づいて議会及び議会以外の区の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」を「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「議会の事務又は事業に係る契約、交渉等に関する情報で」を「区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」に改め、「により」の次に「、次に掲げるおそれその他」を加え、同号に次のように加える。

- ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第8条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第9条第1項中「非公開情報」を「不開示情報」に改め、同条第2項中「が識別さ

れ、又は識別され得るもの」を「を識別することができるもの」に、「住所その他の特定の個人が識別され、又は識別され得る」を「生年月日その他の特定の個人を識別することができる」に、「害されない」を「害されるおそれがない」に改める。

第10条中「非公開情報」を「不開示情報」に改める。

第11条中「第8条第2号の情報」を「不開示情報」に改める。

第14条第1項ただし書中「第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した期間の日数
- (2) 議員の任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている期間がある場合にあっては、当該期間の日数

第15条第1項中「区」の次に「の機関」を、「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加える。

第19条第1項中「豊島区議会情報公開審査会」を「豊島区議会情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

「第3章 豊島区議会情報公開審査会」を「第3章 豊島区議会情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第22条中「豊島区議会情報公開審査会」を「豊島区議会情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の豊島区議会情報公開条例第6条の規定による請求がされた場合における同条例に規定する議会情報の公開については、なお従前の例による。

(説 明)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正を踏まえ、不開示情報等の定義の整合性を図るほか、所要の改正を行うため、本案を提出いたします。